

せいり ばんごう 整理番号	4-5-2	そうだん 相談レベル	2
ぶん らい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格 & 手続き		
こう じく 項目	けっこん 結婚するとき		
ない よう 内容	こんいん てつづき 婚姻の手続		

### 1 想定される質問の背景

- 結婚の手続を知りたい。

### 2 基本的な質問と回答

相談者 結婚の届の手続を教えてください。

回答者 居住地の市区町村に備え付けられた婚姻届に次の書類を添付して届け出ます。なお、婚姻届には、証人として成人2名の署名、捺印が必要です。なお、あわせて14日以内に、居住市区町村の外国人登録窓口において、外国人登録の変更手続(4-5-3参照)を行ってください。また、国籍国の法律に基づき、国籍国にも結婚した旨の届出を行ってください。

(添付書類)

- 登録原票記載事項証明書 (4-3-6)
  - 婚姻要件具備証明書または独身証明書  
各国の大使館作成で日本語翻訳つきのもの。こうした書類を発行していない場合や証明書を取得することが困難であれば、申述書と身分関係を証明する書類を提出。
  - 届出人双方の印鑑(ない場合は署名でも可)
  - 条約難民の場合は難民認定書
- ⇒ 入国管理局 13-3-7へ
- ⇒ 在日大使館 & 領事館 13-3-6へ
- ⇒ 市区町村役所・役場 13-5-1へ

### 3 派生する質問と回答

相談者 外国人同士の結婚でも日本で結婚の届が必要ですか？

回答者 外国人同士の場合でも、日本国内で結婚したときは、日本の戸籍法の規定に基づいて婚姻届を出してください。

相談者 結婚したことによって在留資格を変更したいのですが、どこに相談すればよいですか？

回答者 ⇒ 在留資格の変更 4-1-3へ

相談者 超過滞在の外国人であっても婚姻届を提出することは可能ですか？

回答者 可能ですが、婚姻届を受理されたからといって日本に合法的に在留できるというわけではありません。合法的に滞在するためには在留特別許可を申請して認められた場合などに限られます。

⇒ 在留資格のない場合 4-1-4へ